

## 利 用 上 の 注 意

- 1 この報告書の統計表の総数は、原則として国立、公立、私立の合計を計上している。公立のみの数値等については、そのつど注記している。
- 2 全国の数値は、「文部科学省速報」による。このため、この報告書の数値と後日文部科学省が公表する数値が相違するときは、文部科学省の公表数値を確定値とする。
- 3 比率算出については四捨五入した。このため、各構成比率を合計しても 100%にならない場合がある。
- 4 学校等の数値には、在籍者のいない学校（休校中）を含む。
- 5 符号
  - 「－」 計数がない場合
  - 「0.0」 計数が単位未満の場合
  - 「…」 不詳の場合
  - 「△」 負数の場合
  - 「／」 調査対象とならなかった場合
- 6 用語の意味
  - (1) 単式学級 同学年の児童・生徒で編制されている学級
  - (2) 複式学級 2以上の学年の児童・生徒で編制されている学級
  - (3) 特別支援学級 学校教育法第 81 条に該当する児童・生徒で編制されている学級
  - (4) 長期欠席者 平成 22 年 3 月 31 日現在の在学者のうち平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 1 年間に連続または断続して 30 日以上欠席した児童・生徒
    - \* 長期欠席者の理由別調査項目の「不登校」は、平成 10 年度までは「学校ぎらい」として心理的な理由などから登校をきらって長期欠席した者を把握していたが、平成 11 年度からは何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者と定義を明確にし、名称変更された。
    - \* 理由別調査項目の「その他」には、「欠席理由が 2 つ以上（「病気」と「不登校」など）あり主たる理由を特定できない者」や「保護者の無理解・無関心から欠席している者」が含まれている。
  - (5) 帰国児童（帰国生徒） 海外勤務者等の子で、引続き 1 年を超える期間海外に在留し、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に帰国した児童・生徒
  - (6) 就園率  $\text{幼稚園修了者数} \div \text{小学校 1 年在籍児童数} \times 100$

(7) 特別支援学校 学校教育法の一部改正により、盲・聾・養護学校という学校区分がなくなり、「特別支援学校」に一本化された。(平成19年度より)

(8) 高等学校等進学者

中学校卒業のうち高等学校の本科(全日制、定時制及び通信制)及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者

(9) 大学等進学者 高等学校卒業のうち大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学(別科)、高等学校(専攻科)及び特別支援学校高等部(専攻科)へ進学した者

(10) 高等学校(又は大学)等進学率

高等学校(又は大学)等進学者÷中学校(又は高等学校)卒業生総数×100

進学者には、就職しながら進学している者を含む。

(11) 就職率 就職者総数÷中学校(又は高等学校)卒業生総数×100

就職者には、進学しながら就職している者及び専修学校・各種学校等へ入学しながら就職している者を含む。

(12) 専修学校と各種学校

学校教育法に基づく教育施設で、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的としている。専修学校制度は、昭和51年に制定された。

主な相違点は下表のとおり

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
修 業 年 限 修 業 期 間	1年以上	1年以上とする。 簡易に修得できる技術、技芸等の課程については3ヶ月以上1年未満
授 業 時 数	一年間にわたり授業時数が学科ごとに800時間以上。ただし、夜間学科等は、450時間以上	1年以上の課程は、1年間にわたり680時間以上。ただし、一年未満の課程は修業期間に応じて授業時数を減じて定める。
そ の 他	教育を受ける者が常時40人以上 高等課程、専門課程で入学資格を定めている。	特に入学資格を定めない。

\*課程別入学資格

①高等課程 中学校を卒業した者、または、それと同等以上の学力があると認められた者

②専門課程 高等学校を卒業した者、または、それに準ずる学力があると認められた者

③一般課程 特に定めない。